

いつか、くるときのために。

令和7年2月は

「相続登記はお済みですか」

月間です。

相続・遺言などのご相談はお近くの司法書士へ



相続登記促進親善大使
(法務大臣任命)

高橋恵子さん

日本司法書士会連合会提供

娘: 高橋佑奈さん

相談
無料

令和7年2月1日(土)～28日(金)までの
1ヶ月間は滋賀県内の各司法書士事務所で
相続に関する無料相談をお受けします。

X(旧Twitter)
始めました!



お問い合わせ先

滋賀県司法書士会

077-525-1093

平日 午前 9:30～12:00

午後 1:00～ 4:00

(電話でのご相談や事務所の
取次は行っておりません)

年末年始、土日祝を除く



滋賀県司法書士会
オリジナルキャラクター
つばき
司しよしまる

滋賀県司法書士会

検索